

地方共励事業 相談に関する研修への助成実施要領

1. 助成対象

都道府県・指定都市社協等が民生委員互助共励事業の地方共励事業として実施する研修事業で、全民児連が提示する下記の研修テーマから選択して実施する研修を対象として助成を実施する。

ア 研修内容

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【研修テーマ】①相談技法研修
②生活福祉資金貸付制度など相談にかかわる関係制度理解のための研修
③委員のメンタルヘルスに関する研修
④個人情報適切な取り扱いに関する研修
⑤今日的な福祉課題への理解を深める研修
⑥災害に備えた委員活動に関する研修
⑦定例会や事例検討の進め方に関する研修 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※複数テーマの組み合わせは可とするが、助成は1研修のみとする（名称は問わない）。

※新任委員研修や中堅委員研修、会長研修、主任児童委員研修といった民児協内での役割や在任期間に応じたものではなく、個別具体的な課題に焦点を絞った専門的研修とする。

イ 主催等

都道府県・指定都市社協等の主催、都道府県・指定都市民児協との共催いずれかとする。ただし、都道府県・指定都市（行政）等からの委託研修等は対象としない。

ウ 参加対象

- ① 民生委員・児童委員
- ② その他の相談員や、相談事業を担当する社協職員等

2. 助成基準額

研修会の募集定員に応じて以下の基準を適用。

同一テーマの研修会を複数回、複数会場で行う場合は、総定員数（各回・各会場の定員数合計）で積算することを可とする。

定員 100 人まで	5 万円
定員 101 人～200 人	10 万円
定員 201 人～300 人	15 万円
定員 301 人以上	20 万円

3. その他

助成申請にあたっては、主催、参加対象、研修内容等を明記した研修会計画書（開催要綱等）を添付する。

4. 事業の変更・中止・廃止の取り扱い

- (1) 事業の変更（経費配分含む）、中止または廃止しようとする場合には、いかなる場合も全社協会長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 県社協会長等は、事業変更・中止・廃止の理由を別紙様式1により全社協会長宛てに提出する。全社協会長は変更内容等を確認のうえ、速やかに諾否を通知する。
- (3) 事業完了後、事業にかかる収入及び支出を明らかにした結果、助成金を当初計画のとおり使用できず残額が生じた場合は、別紙様式2により返還する。
- (4) 事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿ならびに証拠書類を事業完了後10年間保管しておく。

5. 実施時期 令和6年度

(備考)

1. 平成30年度 第2回互助共励事業運営委員会にて承認
2. 令和2年度 「4. 事業の変更・中止・廃止の取り扱い」を追加